

令和5年第2回大玉村議会定例会会議録

第6日 令和5年3月7日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

2番 渡邊啓子	3番 菊地厚徳	4番 本多保夫
5番 松本昇	6番 佐原佐百合	7番 鈴木康広
8番 武田悦子	10番 須藤軍蔵	11番 押山義則
12番 菊地利勝		

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤信一 9番 佐原吉太郎

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長 兼総務課長	押山正弘
住民福祉部長	作田純一	産業建設部長	菅野昭裕
政策推進課長	鈴木真一	税務課長	菊地健
住民生活課長	安田春好	健康福祉課長	後藤隆
産業課長	藤田良男	建設課長	杉原仁
環境保全課長	伊藤寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地美和
教育総務課長	橋本哲夫	生涯学習課長	渡辺雅彦
農業委員会 事務局長	神野藤浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・採決

議案第15号 大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第16号 大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第17号 大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について

議案第18号 大玉村行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案第19号 大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 1 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 2 号 大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第 2 3 号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

追加議案審議

議員発議第 1 号 大玉村議会の個人情報保護に関する条例の制定について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	10 番	須藤軍蔵	P. 103～
2.	3 番	菊地厚徳	P. 115～

## 会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、1番斎藤信一君、9番佐原吉太郎君より欠席届がありましたほか、10名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、産業課長、藤田良男君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

10番須藤軍蔵君より通告がありました「村民に日本一近い村政について」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） おはようございます。

10番須藤軍蔵でございます。

議長の許可の下、通告いたしておりました質問を行います。

初めに、村民に日本一近い村政についてであります。

新年の広報紙に、限られた紙面の中で、村長の今年やることと、それから、その中では、日本一住民に近い村政というものをやっていくんだということが述べられているわけですが、これらについてさらに進めると、進化させるという立場から、幾つか質問させていただきたいと思っております。

事務局といいますか、担当から頂いた資料では、大玉村の高齢福祉サービス事業の一覧表というのを頂きました。ずっと見たんですが、非常にきめ細かな施策が行われておりますし、そういうサービスが行われ、ほかに医療や福祉、教育関係でも優れた施策が大玉村では行われているということで、非常にうれしく思っているところでありますし、これまで進められてきたその理念あるいはそれらの成果というものに際して、共鳴、共感するところであるが、まず単純なことです。1点として、村長が常日頃お話しされている村民に一番近いというのは、簡単に言うとどういうことなんだということから、まずお願いしたいと思っております。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんに大変申し訳ありませんが、答弁の前に昨日の件について御礼を申し上げたいと思っております。ちょっと時間をいただきます。

議員の皆様には、議会の日程を変更の上、昨日の巡回展のセレモニーに参加いただ

きましてありがとうございました。大使一行も、大変喜んでお帰りになりましたので、改めてご協力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、10番議員さんの、村民に日本一近い村政というのを具体的にはどういうことかということのご質問であります。まず一番は、職員の考え方ということで。やはり9,000人弱の小さな村ですので、スケールメリットの逆の小さなスケールメリットということで、村民に非常に近いところに行政は存在しなければならないという考えでございます。

そして、いつも職員に言っているのは、村民あつての行政であるし、村民のための行政であると。役場も村民あつての役場でありますので、職業としての公務員としての仕事も村民あつての仕事だということですので、それを常に意識しながら職務に当たってほしいということは、常日頃からお願いはしているところでございます。

具体的にはどういうことをやっているかということ、事業関係については、当然それぞれ年齢に応じてきめ細かく、できる限りの行政ということは当然のことでございますが、それから、コロナでなかなか難しかったんですが、村政懇談会とか、事あるごとにお話を伺ったり、大変、会議でも懇親会でも住民の意見がその場で聞けると。これは小さいがゆえのというだけではなくて、そういう理念で行政を行っていくということになろうと思います。

それから、行政区長さんから、道路の関係とか河川とか防犯灯とか、非常にきめ細かな行政区長としての役割を果たしていただいて、要望が上がってまいりますので、その辺についてもできる限り速やかにとということで、かなり要望で可能な要望については迅速に対応しているなというふうに感じております。

それからあと、今回、子育て支援センターの計画等についても、ワーキンググループ等の回数を重ねて、できるだけ多くの方の意見を聞きましょうということで実施をしているというようなこともございます。

職員には住民目線で物事を考えてほしいと。住民だったらどういうふうにこれを思うか、どういうふうに見えるのかということ、これを常に意識をして職務に当たるようお願いしてまいりましたので、これからもそういうことを意識しながら、行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

そういうことを踏まえながら、たくさん聞きたいことはあるんですけども、ここでは次の2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点は、2025年の課題と言われております、もうあと二、三年しかないという、これも原稿、実は書いていたら、第9期大玉村の高齢者の計画という中に、村長の挨拶の中でしっかり同じようなことがすばっと書かれていたので、村長自身も明確に思うんだけども、ちょうどその年代の方がこれに、ちょうど今、その25年にはピークになる。そういうときの課題はどうなんだというのがこの大玉村のこの9期高

高齢者の計画と介護の事業の計画ということで、端的にここでもその課題が載っているわけですが、特に先ほど言ったように、高齢者の福祉政策はいろいろあるんですけども、そのいわゆる隙間というのもまだまだできてきているし、いわゆる自助、公助などと言われてきておりますが、公助、本来は一番望ましいんですけども、ここ何年か職員も採っていないとか様々なことを考えると、そこにはおのずと限界もあるわけです。ではあるけれども、やっぱりマンパワーというのはどうしてもなければ、こういう分野は進まないというジレンマもあるわけです。

そういう中で、住民にも少し参加していただきながら一緒に取り組んでいこうというのが、今度のその計画の一つの中の柱にもなっているわけがあります。

こういう中から、いわゆる地域包括ケアシステムというふうなことの、横文字ではそうなるようではありますが、要はさっき言ったような一緒に地域で取り組んでまいりましょうということだと思えるんですけども、様々な取り組みもされているわけですが、なかなか進まない部分もあるわけがあります。

具体的な例で言うと、そういう取り組みは、各地域、各市町村でもやられているわけですが、実は、そういう部分を担うべきである、大体、社会福祉協議会というところでそういうものを担っているんですけども、大玉村では、福島県の全市町村の中で、そういう部分を担う部分が実は大玉村ではないんですね。それがやっていないので、それ、いいか悪いかはまたともかくとして、やっていないということは事実なわけです。

ぜひそういう部分も今度はカバーしていかなくちゃならないんじゃないかということで、私どもも幾つかそういう実際に取り組んでいる、行政でやっているサービスとの隙間を埋めるためにどういうふうなことができるのか。簡単に言うとちょいボラなどという言葉ですけども、社会福祉協議会、郡山市なり、国見町さん、それから県南のほうと3か所ぐらいそれぞれ訪ねて、そして懇談をしたりサービスの中身を聞いたりする。それを基にして、大玉村では一体何ができるのかというようなことについていろいろと詰めてきた経過も、最初は始まってから5年ぐらいなるかね、なんですけれども。何しろ民営でやっているものだから、だんだんしぼんできたというのも事実なんですけれども、何とかこの段階で、やっぱりもう一回きちっと見直していかなくちゃならないんじゃないかということで、先ほどお尋ねしたようにマンパワー。

やっぱり公が関わって、そしてそこでつないで、社協との関係につなぎながらいかないと、なかなか進まないんじゃないかということで、いわゆる横文字で、何ですか、生活支援コーディネーターとかという、あまりあれなんですけれどもSCとかという。あまり俺もよく分からないんだよね、SCなどという。そういう皆さんがやっぱり必要だべというようなことで、いずれ今すぐどうのこうのとはならないべけれども、やはりそういうものが大事ではないかということで、先日来、社協の事務局長さんと懇談などもしました。

一定程度の理解を深めたところですけども、問題はやっぱり、なかなか理解度というのが、ちょっと距離があるなということですので、お互いにもっとじっくり時間

をかけながら、そこのSCさんを何とか確保して、そしてそのいわゆる協議体というものとの結びつきも進めながら、ぜひそういう部分の、ひとつカバーはできるセクションを確立していただきたいということがまず一点の、この村民に一番近い中身の一つなのかなということですので、これらについての考え方なりをちょっと調べていただけないかというようなこともお話ししていたので、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、高齢化社会と言われましてから数年が経過しておりますが、独り暮らし、高齢者のみの世帯の増加などによりまして、高齢化社会ならではの行政需要は様々な面で増加しているというところでございます。

国では、高齢化対策として、社会を支える働く世代、技術の必要性から、定年年齢も引き延ばすなど、これまで高齢化の定義となっていた65歳という基準でさえも徐々に見直しを図っていかうとしております。

地域で生活していく中では、様々な面におきまして、マンパワーはこれからも重要なキーワードとなってくるというふうに思っております。全国的な取り組みであります協議体制でも、マンパワーから成り立っており、村でも百姓元気の会という会が組織されまして、様々な地域資源の見直しや課題への対応策等について話し合い等、活動していただいているところでございます。

また、災害等有事発生の際に活躍が期待されます自主防災組織、地域の行政区の活動もマンパワーであると考えておりますので、これらの支援を通して支援を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

おただしの生活支援コーディネーターと大玉村社会福祉協議会につきましても、高齢化社会を支える重要な役割を担うものというふうに考えておりますが、生活支援コーディネーターについては、ご指摘のとおり、残念ながら本村では現在配置していないというところでございます。重要な役割があるということは認識しておりますので、今後、人材の確保を含め、配置を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、村の社会福祉協議会は地域包括支援センターの運営など、現在、様々な福祉事業を委託しており、村の高齢者対策に対する重要な役割を担っていただいているものと考えております。

先ほどの生活支援コーディネーターにつきましては、社会福祉協議会に委託している市町村も多いことから、設置に関しましては村の社会福祉協議会と十分協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ答弁ありがとうございました。

検討するというところでございますけれども、十分に、今年1年かければ検討できると思うので、来年度あたりはできないかどうか、検討だけでなく、もう一步踏み込ん

で、そこら辺、いつ頃できるんだという見通しについても、その予算の関係も含めて。予算というのは、含めて、ある程度明確な。

実は、この質問はしますよと、協議体の中でも私申し上げてきて、そのお話を皆さんに次の集まりの3月何日にはしますという説明をしてきたので、一定程度の、にしゃやったのかということが分かるようなことの答弁をお願いします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 10番議員さんにお答えします。

内容については、今ほど部長が話ししたとおりであります。この必要性を十分認識しておりますし、担当部課長からも前から話は聞いておりますし、社協の局長にもいろいろ意見を取り交わしております。

そういったことも踏まえて、この必要性に鑑みて、令和5年度においていろんな先進地等も参考にさせていただきながら、今年度内に予算化を含めて、6年度の当初あたりからは対応できるような形で進んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ご理解のあるご答弁、ありがとうございました。よろしく願いを申し上げます。

お尋ねのもう一件でございます。

障害のある方もない方も共に生きる大玉村の条例というのができました。そういうことに鑑み、この役場の階段手すり及び、今度、仮称子育て支援センター、こういうものについても、やはりそういう立場から物を考えていく必要があるのではないかとこの観点からの質問でございます。

ちょっと長くなりますけれども、この条例は、全ての人に障害の有無にかかわらず、地域社会で生活する平等の権利を有しています。しかし、現実には障害や障害のある方に対する理解不足、偏見、誤解などがあります。そういうところに対する配慮が十分な社会の仕組みなどの様々な障壁に直面しているというのか実態であって、障害のある人の社会参加や自立の妨げになっているという状況にあり、その家族がたくさん暮らしにくさを感じていると。

このような状況から、村民の一人一人が障害者への差別や地域の身近な問題として捉えて、障害者への理解、あるいは性別、年齢、障害の状況に応じた適切な配慮について学び、実践していかなければならないとうたっております。

合理的な配慮に関して、村、村民、事業者の責務が定められているわけでありまして、それぞれの立場からの責務という観点からすれば、当然この役場関係についての責務というものも生じてくると思います。

3. 11の震災の際も、盛んにこの庁舎については議論になりましたが、耐震の関係とかね、様々。この庁舎については、耐震の話の以前の問題であって、それは対象外だと。しっかり、いっぱい入れたから、さすけねえというのがこれまでの考え方です。それはそれとして大したものだなと思います。当時、我々はここに、下にいたわけで、そういう体験の中で役場は大丈夫だというふうには思っていますが、それと

障害者に優しいというのでは、若干違うと思うんですね。

特に、これ傍聴に来てくださいますと言っても比較的高齢の方、例えば高齢の方、これ階段上がってくるのにも大変だ。上にトイレもないというようなことで。私も実感したんですけども、最近はその脇の手すりにつかまって来るんですけども、そっちのメインの階段は、途中から、そっち側の反対からにしかないんだな。そこからここ、こっちは両方あるんですけども。

そういうことも、実際やってみるかと思ってもあれ、やれない状態なんで、それはしょうがないと思うんですけども、しょうがない、しょうがないで来ているのね。これ、庁舎も65年くらいたっているんだね。だから、その当時はそんなこと考える必要もないし、でも、そのままでもいいのかという。今言った観点からすると、やっぱり何か考えないとね。

ただ、今すぐやらないのかという、今度また、これジレンマに陥るんですけども。今すぐやれという、私もそういうあれはできないんですけども、そうしたら何とか工夫をしないとという。ぜひ中身について、やっぱり考えていただきたいというふうに思うわけでありませう。

せっかくすばらしい理念とそれに基づいた条例が制定されたということを考えれば、ただ制定されればいいのかという、それは違うと思うんで、ぜひそういう意味からも、そうした状況を改善するという取り組みが必要ではないかと。予算も何もかかるんですけども、できてからということだと、恐らくそれができるといことは考えられないんだよね。要は錢何とかできたらやるからという話では、そこをちょっと工夫しながら、ちょっとどういう方法がいいのかということも考える必要あるんでないかというふうに思うわけですけども、これらについて。

それから、併せてこれらの関わりで、今後、せっかく立派に造られるであろう仮称子育て支援センター、これも村産材で造ってぬくもりがあるというお話、何回か聞きました。それも非常に期待していますし、切り出しになったらすばらしいものができるなというふうに思うわけですけども、そういう住むのに優しい、そういう取り組みというのもきっちり盛り込んでいただいた、そういうものにしていくということが必要だと思うので、それも村民に一番近い施策の一つになるであろうという観点から、これらについての考え方、方向づけなどについてお尋ねをいたします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

役場庁舎については、エレベーター、簡易なものでもつけられないかどうかということも少し検討はしましたが、構造上かなり難しいというということですが、引き続き何か方法がないかどうか検討したいと思います。

これは福島県の条例で、人にやさしいまちづくり条例でしたかね、ちょっと名称は。そのような条例がありまして、高齢者とか障害者に優しい施設を、公共施設を造りなさいよと。あと、地域に造る集会所等も同じような考え方でやりなさいよという条例がありまして、その条例ができてからは、全て障害者用のトイレとか、スロープをつ

けるとか、エレベーターをつけるとかということは行われているわけですが、今問題になっているのは、それ以前に建てた役場とか、改善センターも含めて、アットホームもそうです。アットホームは後からエレベーターをつけましたが、あれをご覧いただくと分かるように、エレベーターは非常に場所を取りますし、構造に影響があるということもありますので、その辺はまた引き続き検討して、つけることが本来の姿だというふうには認識をしております。

学校にもないものですから、玉井小学校でしたか大山小学校でしたか、ちょっと足の不自由な生徒が入られたときに、エレベーターはなかなか躯体の関係でできないので、脇を手すりを上って行って昇降機ですね、簡易の。それを設置しようと思って打合せをしたら、子どもたちが自分たちでその子と一緒に上るので要りませんという、そのほうが子どもたちの教育的な効果があって、子どもたちが自主的にそういうお話をしているのだというようなことがあった事例はありました。それは、あくまでも一つの事例であって、本来はやっぱりエレベーターをつけるべきだというふうには認識は持っておりますので、この辺については、さらに何とかならないかどうかということは検討させていただきたいと思います。あるのが本来の姿だという認識はしております。

それからあと、子育て支援センターについては平家建てになります。平家建てになって、ただ、一部中二階みたいな形でフロアから1メートル80ぐらい高いところにまたフロアができます。これは1階の扱いなんですね、180以内の場合は。

ただ、これも階段で上がりますので、今の段階、基本構想の中では、簡易のエレベーターがつく予定であります。普通、こういうふうに完全に囲ってしまいますけれども、これは手すりですこういうふうになる、リフトみたいな感じで姿が見えると。かえって安心かもしれません。

そういうことで、それは今の県の条例に合ったようにしっかりと対応はしていくという計画になっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

先月末頃の民友新聞で、たまたまこのバリアフリーが進まないというのが、全国的に56%、県内は6割、この議会の中身でこういう実態だということも、たまたまこれは出てきた話で、後から、私の質問よりは後で出た話。たまたまこういう状況だということでもあります。

今言ったようなことで、改善の方向で検討をさらに進めていただきたいということで、この項目については終わります。

次に、農業関係でございます。

持続・活力ある村づくりについてということでございます。

先に農業やあるいは農業振興公社に向けての村民に対しての、村民というんだか農業者に対してなんだか、アンケートを取りました。いろいろと要望、希望というもの

を取ったと思うんですけれども、それらの結果、回答いただいて集約がなされていると思いますけれども、様々な要望はあると思うんですけれども、その主たる、簡単に幾つか、まず最初にその中身についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

昨年7月に農業の現状に関するアンケート調査ということで、農家、非農家、両方に大玉村の農業あるいは振興公社についてのアンケート調査を実施いたしました。

この中で、農家の方に限定して、公社の事業として期待するものということで最も多かったのが、農作業の受委託に関する事業という回答が一番多うございました。次いで耕作放棄地や荒廃森林の対策に関する事業、3点目に機械、施設等のリース等に関する事業、次いで農地の集積に関する事業、5点目として新規就農者、担い手に関する事業、ほぼ同率で家族農業者への支援事業というふうな、農家が振興公社に期待するものということで回答があったところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今、そういうお話がありました。これとほぼ同じような、逆に言うと中身になるんですけれども、振興公社が担うべき各種支援施策、様々なわけですから、段階的に拡大していくんだというお話がこれまでの中身でありまして、当面、じゃすぐ公社としては、何と何を当面はやるんだということと、先ほど言った、今お話があった大きく分けて5つだという農家の方の希望は、ということとの今やろうとしていることの要望との隔たりといたしますか、そういうものについてはどういうふうな状況で捉えているか、お尋ねいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社が当面行います業務ということで、説明会等でもご説明申し上げておりますのは、稲作全般の農作業受委託の仲介、農地の集積、耕作放棄地等の対策を当面の業務として挙げているところでございまして、現在、農家の相談を受けるというふうな業務のほかに、認定農業者等がどのぐらいの作業を受託できるのかどうか、そういった内容、作業量等についての調査を行っているところでございます。

また、具体的には、業務として農作業受委託の組織、体制づくり、あるいはシルバー人材センターの事務支援、堆肥センターの指定管理に向けた準備というふうなことを現在、行っているところでございます。

基本的には、先ほどお答えをしましたアンケート調査の結果に基づいて、この業務の内容の優先度を図っているところでございますので、この期待との隔たりあるいは相違点というふうなところでございますけれども、現在考えられますのは、現在、公社は作業の受委託あるいは集積の仲介というふうなものを業務として挙げてございまして、農家さんとしては、できれば今後、公社に直接受委託あるいは直接集積、耕作をしてほしいというふうな声もございまして、今後、公社が直接受託できるよ

うな人員あるいは機械、器具、そういったものを含めた体制整備を段階的に進めていくという必要があるのではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 説明ありがとうございました。

要するに、農家の皆さんの大きな期待というのは、直接受委託関係あるいは集積。つまり、農業の基幹的な部分のことについて、しっかりここにお願いできないかというのが結論かと思うんですけれども、間違いなく大玉村の農業を公社が担うということになってくるのかなと。特に申し上げたいのは、これ、こういう容易でないときに、真正面から農業問題に立ち向かったわけで、なかなかはっきり言って容易でない話なんです。そこでやってみた結果、考えてみたらどっちもできないわということではぶん投げられると困るのね、公社を。そこを一番心配しているの。やってみたけれども、とてもじゃないけれどもできないから、また我がでやってけるということではなくて、しっかりとここを担うという決意を、もうこれからは、ここまで来てからは撤退できないと思うんで、農家と心中するようなつもりでいかないとできないのかなと。そういう、確かに大玉村の農業というのは、ここを核に私は守られていくのではないかと、いうふうに期待もし、そういうふうに思っております。

その周りに多様な農家、様々な楽しみだったり、様々な形の農家があるということによって、大玉村が村民が増えていただいて、大変にうれしい今の状況。昨日もお話ありました、そういう皆さんが安心してこれからも大玉村に住み続けられるような、水や緑、環境、こういうものとのマッチもできるのかなというふうに思うので、そういうしっかりとした取り組みをお願いしたい。

その中で、今度、周りの農業も多様な取り組みというのについてのお尋ねであります。周辺の、先ほど言ったような、そういう住み続けられるような大玉村ということでの生態系を生かした持続可能な農業というものがこれから求められるであろうということで、これ特定の農業のやり方ではなくて、10人いれば10通り、100人いれば100通りのやり方があるので、特定の何か農法とかあるいはそういう宗教的とか、そういうものではなくて、様々な取り組みというものも一つあってもいいのではないかと、いうふうに思うところであります。

県内では盛んと、お隣の二本松市では有機農業の産地づくりということで、何かこれもまた横文字で、オーガニックビレッジとか何とかと、要するにそういうようなことで、福島県では初めての取り組みとして一つの有機というようなことの中での給食センターに一部使えないかとか。あくまでもこれは、これからのどういうふうにするかということであって、そういうことに取り組むということが報道もされておりました、その日、先月の26日だったかな、発足したんですけれども、そのとき、ここでもお呼びをした福大の小山先生の講演もいただきながら、3.11以降の福島県の状況も踏まえた農業のありようというのも勉強もなされたというようなお話もありました。

決して大玉村もそんなのは一々まねごとをすることではないけれども、村としてのやっぱり独自のそういう取り組みというのは必要であろうということについてのお尋ねをしたいと思いますし、さらに、これらの関連で、同じ二本松市の事例で大変恐縮なんですけれども、各集落に対する、この二本松の予算の中で、令和5年の中で予算が示されたのがあって、継続拡充の事業として地域おこし集落支援事業というのがあって、集落支援員による集落を対象にしてこの施策を推進する。地域の活性化と定住促進などというものも併せて、こういうものやっけていくんだという集落支援員という制度があるそうなんですけれども、それらはやっぱり大きな、先ほど言ったマンパワーにつながるんだと思うんですけれども、そこら辺の中身はどういうことか、これ直接関わりは本村とはないわけなんですけれども、この農業を持続させていく観点から、その支援員とはどういうことか役割を果たしているのかということが分かれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

まず、前段といたしまして、生態系を生かした持続可能な農業というところで、10番議員さん、通告にありましたアグロエコロジーというものについて、若干答弁をさせていただきたいと思います。

アグロ、アグリ、どちらものようなんですが、エコロジーは1980年代後半にラテンアメリカから世界に広まったとされます考え方、運動でありまして、有機農業と同様の内容で語られることが多い用語であると承知をしております。生態系と調和を保ちながら作物を育て、作物を病気から強くし、作物の収量増加、あるいは二酸化炭素を土壌へ貯留できる効果が期待されるというふうな内容のようでございます。

生態系を生かした持続可能な農業という点におきましては、令和3年5月に農林水産省が発表いたしました「みどりの食料システム戦略」におきましても、2050年までに目指す姿として、有機農業取組面積の拡大、さらに化学農薬、化学肥料の使用量を低減、CO<sub>2</sub>ゼロエミッション化等が打ち出されておりました、これからの農業を展望する際には村としても正面から向き合う必要があるというふうなものと考えてございます。

今後、これらにつきましては、先ほどお話のありました福島大学をはじめ関係機関と連携をしながら、学習機会の創出等を進められるように情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、後段にございました二本松市における地域おこし集落支援事業という内容でございますが、概略でございますけれども、これにつきましては、集落支援員を会計年度任用職員として採用し、各支所に配置をし、この集落対策あるいは地域の活性化、定住促進を図るというふうな内容の事業であるというふうにお聞きをしております。5年度の計画といたしましては、安達支所に1名、東和、岩代の支所に各3名を配置する予定だというふうな内容のようでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

質問の順序を若干、私間違えましたが、農地パトロールの関係、農業委員会の関係ですが、1年に1回なりスパンを決めて、そのパトロールをして、現状から大きく変わったものについては他の地目というようなことがなされているというふうにお聞きしたんですけれども、それらの一定の期間のいつどうやるのかということと、どのくらいの面積が変わったか。その変わった面積について、農業委員会としての基本的な指導といいますか助言といいますか、そういう、これからこうしたほうがいいんじゃないかというようなお話はどのようにされているか、端的にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、前段、農地パトロールの実施状況ですが、令和4年9月に5日間にわたり実施しております。農地利用状況調査におきまして約41.6ヘクタール、筆数にしますと370筆ですが、非農地の判断をしております。そのうち、職権による地目変更登記の同意を得ました341筆、約38.4ヘクタール、こちらを法務局に申し出ております。地目としましては、山林または原野に登録されるものと考えております。

過去2年で非農地判定しました農地は山麓に位置していたものが多く、形状は傾斜地、不整形地、狭小地などでありまして、また、繰り返された相続で所有者からも認知されなくなった農地もございます。目視では農地と判断できない状況でありますことから、次年度もタブレット端末のGPSによる地図機能を用いて調査を継続する予定でございます。

そして、今後の見通しでございますが、回復が困難な農地を非農地とすることで、登記上の処理、これは進みますが、遊休農地が解消されるわけではありませぬので、関係機関と連携した対策を引き続き進めるとともに、非農地とした土地の利活用の方策について、具体的な検討が必要と考えております。

全国的な例で申しますと、その非農地判定されたところは放牧地として利用しているというような例もございます。本村におきましては、栗の木を植えたというようなお話も聞いておりますが、今後も景観植物ですね、そういったものの植栽にご協力いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

今のお答えいただいた中で、後でいいんですけれども、地目を山林と何々したというのと、職権による38.4ヘクタールについてはと、あと何とかと言ったのは、これは後でちょっともう一回聞ききますんで、お願いします。

つまり、この質問をして、そしてさっきの質問したものに行くというのが私の筋書きだったんですけれども、つまり、そのことによってこういう状況になっているんだ

と、したがって、今度はそういうこと、さっき言ったようなことについてやってもらえるだろうと。そしてもう一つ、最後には、今ほどあった地域の活性化のための取り組みをする、そういう人員というのが、二本松市ではそういうものが行われているというような事例もあります。

また、地域で自らが、それぞれの地域の皆さんが何かやらなくちゃしようがないというようなことで立ち上がった場合の、そういうところに対するところの農業委員会なり村なり様々な、直売所も含めたり、そういう意見の交換なりする中で、より積極的な農業をもう一つ、ちょっと違う農業の形態というのも必要だろうと。

ぜひ、自らやる、そういうものに対する情報の提供なり、あるいは人の知恵を授けたり、様々なそういうものを促していく、そういう役割を果たすような何かものが必要ではないか。さらには、また場合によっては若干の、今までも大玉村において協働による何とかというあれ、側溝造ったり、ちょっと材料を支給して、あとは我がらでやってよという事業あるよね。ああいうようなことについての農業版、いわゆる地域版、何かをこれからやる、今言った耕作放棄地になったのをそのままぶん投げておくのではなくて、やっぱり手を加えることによって何かもう一つ新しい方向を見いだせないかというようなことも含めて、そういう組織なりあるいは仕組みをぜひつくるべきではないかという提案でありますので、これは、積極的に自らやろうとする人たちに対する援助の仕方、あるいはそういうやり方というものについてどう考えるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

今ほど、地域自らが活性化に取り組む促し、支援するというふうなことでご提案をいただきました。こういったご提案、これからの本村農業を展望していく上で、さらには地域づくり、そういったことの観点から、極めて重要であるというふうに考えてございます。こういった形での支援ができるのか、これについて、村あるいは農業振興公社、農業委員会、そういった関係機関、それから経済団体としてのJA等の参画も見据えながら、支援内容あるいはその体制等について十分に検討はさせていただきたいというふうに考えてございます。

これら、特に自主的な組織等についても、こういった支援ができるのか、それらも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ答弁いただきましてありがとうございます。

こういったことができるかという、それは住民そのものもまだ、様々あると思うんですけれども、要はその人らがやる気にならないことにはどうしようもないんで、しっかりと、そういうことで先ほど言ったような、公社を中心としてそこをやりながら、その周りも固めていくということがぜひ必要だと思うので、そういうものができるように、相談しながら進めていきたいということで期待をして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時05分といたします。

（午前10時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 3番菊地厚徳君より通告がありました「適応指導教室とは何か」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菊地厚徳） 失礼いたします。

議長の許可をいただきましたので、これより通告書に従いまして質問をさせていただきます。

失礼いたします。

今回、私、この2つの、適応教室とは何かということと、それから農福連携事業での農薬を使わない栽培で野菜を作ってみんなに食べてもらおうという、そういうことで通告させていただいたんですけれども、ご提案ということになるんですけれども、実は、これを質問させてつくらせていただくときに、農福連携というところから来たんですが、一番最初のこの「適応教室とは何か」という質問は、後から、ちょうど農福連携のほうの資料を拝見して、いろいろ子どもたちにそういうものを見学していただこうと思った中で、この適応指導教室という言葉が目に入り込んできました。

そのとき、私、去年なんですけれども、子どもたちがかなりの数で不登校になっているという、そういう状況を新聞紙上で拝見しまして、それはこちらの通告書にも書かせていただきましたけれども、昨年10月28日の新聞紙上で確認させていただきました。

その内容といたしましては、こちらのほうに書かれておりますけれども、文部科学省による全国の学校を対象とした2021年度の実施ということで、問題行動・不登校調査の結果が公表された、そういう内容が、病気や経済的な理由などとは異なる要因で30日以上登校せず不登校と判断された、これが条件のようなんですが、ここで、小中学生が全国で、これは毎日新聞のものでしたが、24万4,940人いるということで、県内の発表については、県内の新聞で確認しましたところ2,918人ということでした。前年度より525人増加、これはコロナ禍で、3年ほどたちましたけれども、だんだんと自由行動も自由な状況になってきたということで、その要因が挙げられるということでありましたけれども、この記録は、震災後の2012年度から比べますと最も多くなって、1,000人当たり22人ということなので、パーセンテージにしても2%上回るということになるんですけれども、県内の高校生も410人と、前年度に比べて64人増えたということで、やはり去年の段階で、コロナも3年たちましたので、その間でやはり行動にだんだん制限が緩和されてきたとい

うことも要因として考えられるかと思えます。

それでは、質問させていただきます。

ゴールデンウィーク明けなんですからけれども、マスクなしで過ごせるようになったということなんですからけれども、今、この適応指導教室、私、具体的な内容と、今、村でどうなっているかということも何も分からずに、そういうところで教育長さんに伺ったんですけれども、その中でのことということで、ぜひ具体的内容をお聞きできればということで、今お伺いいたします。

村で行っている適応指導教室設置事業の内容とその実態ということで、ぜひお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えいたします。

大玉村適応指導教室につきましては、様々な理由で登校できない村内の小中学校に在籍している児童生徒に対して、保護者あるいは学校並びに関係機関と連携をしながら、1つには、当該児童生徒が在籍校に登校できるよう学校生活や家庭生活、また社会生活への適応力を高めるため、2つ目には、当該児童生徒の学習の支援をすると、3つ目には、当該児童生徒の生活リズムの改善を図る、4つ目に、当該児童生徒の自尊感情を育み、自立心あるいは自発性を養うと、以上の4つの目的に沿った活動を行っており、学校に復帰できるように働きかける、そういった教室になっております。

今現在は1名の児童が通級、利用をしております。大山公民館を会場にしまして、原則として月曜日、水曜日、金曜日の週3回、午前中に学習や軽い運動などに取り組んでいるところです。学校や教育委員会と情報交換しながら連携を図っており、少しずつですが、その成果が表れてきており、徐々に学校に登校できる日が増えてきているというような状況です。

今後も、このような不登校児童生徒にその利用を促して、学校復帰ができるよう働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

なかなか子どもたちの中で、今、大山公民館ということで伺ったんですけれども、これは全村的にということなんでしょうか。そういうことで、はい、承りました。

今、その大山公民館を建て替えて、子どもたちのためにということで、今、子どもセンターですか、造られようとしておりますけれども、現実的に実際子どもたちというのは、やっぱりどういうふうに対応しているのか、その辺のところは大人たちとの関係の中で培われるという、その関係自体がなかなかしっかりと結びつきを持っていないというような状況もあると思いますので、ぜひともこういった子どもたち、フォローできれば、本当に成果も含めて上がっているということなので安心いたしました。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

本村での小中学校の不登校児童生徒の状況を伺う。よろしくお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えいたします。

本村において、いわゆる年間30日以上欠席している不登校児童生徒の数、今現在の数字ですけれども、小学校で7名、中学校で4名というふうになっております。

その原因、理由については、学習の不適應あるいは集団不適應、さらにはネット依存などが考えられますが、複数の要因が重なっているというような状況もあるかと思っております。

担任を中心に、家庭訪問を行ったり電話連絡を取ったり、あるいは今現在はタブレットを活用して学習支援を行ったりということで対応している状況にあります。

また、保健室なら、あるいは別室なら登校できるというような状況の子どもさんもいらっしゃいますので、そういったことも含めながら、少しでも前向きになれるように励ましを続けたり、あるいは興味を持って行事には参加できるというような状況もありますので、そういったことも活用しながら、個別に対応しているというような状況になっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

人数的にこれが今、福島県の実情と比べて多いか少ないかということでは語れないと思いますけれども、子どもたち、それぞれに事情があると思います。そういう中で、我々もそれぞれに対応していかなくちゃいけないというのはあると思います。

今、タブレットのお話も出ましたけれども、子どもたちとの、例えばスマートフォンもそうですけれども、そういうものを使うことによって、逆に学校に行けなくなるとか生活習慣が乱れるとか、そういう、なかなかジレンマの部分もあると思うんですけれども、ぜひともその辺のところも含めて、今後よろしく願いいたします。

それでは3番の、現場の教員不足も指摘されているということで、課題は何かということ、よろしく願いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

全国的な教員不足ということにつきましては、ご存じのとおり、深刻な問題というふうには受け止めております。その原因については様々なものが考えられるかというふうには思っておりますけれども、この大玉村におきましても、産休や育休あるいは病休になった教員の補充が十分でないという状況が起きております。

こうした状況の中で考えられる課題としては、まず教員志願者が減少していることで、教育の質の維持向上のために必要な資質、能力に優れた人材、これを確保することがなかなか難しくなっているというのが一つ挙げられるかと思えます。

また、現実には、小学校では、教育不足によって本来は学級を担当しない教員あるいは管理職が一時的に担任を受け持つというようなケースが起きたり、あるいは中学校では、教員が受け持つ授業数が増えて1人当たりの負担が増えるというようなケ

ースも考えられます。

教員一人一人の負担が増えるということから、児童生徒と接する機会や時間が減る、十分に指導できる環境が整えられなくなるというふうなことも大きな課題かというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

教員が不足するということは、人数が絶対的に少ないということは、今おっしゃっていただきましたけれども、質の問題ということも語っていただきましたけれども、なかなかそれが、例えばいろいろな資格をお持ちになった先生であるとか、そういうこともあるんですが、民間の力として、例えば、今いろいろ取り沙汰されたりしていると思うんですけども、そういった現実的な現場のところというのは、民間の力を利用するというか、そういうことというのはどういう状況なんでしょうか。もし、ありになれば。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

いわゆる教員資格を持たない人材を学校の中で活用するということに関しましては、今現在、各学校にはスクールサポートスタッフということで、事務的な仕事のお手伝いであったり、あるいはコロナの感染対策を行う、そういった仕事をしていただく方を配置しております。また、特別支援教育の支援員も各幼稚園、学校に配置しております。

また、スクールソーシャルワーカーも本村で配置しておりますので、そういった専門的な知識を持った方にもご協力をいただきながら、子どもたちを支え、それが結果的には教員の負担軽減ということにつながって、子どもたちと向き合う時間を確保する、そういった取り組みを進めているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

いろいろ民間の力という言い方をしましたけれども、現在、お話しいただいたのは、スクールソーシャルワーカーであるとか、実際にもう既に活動されているという方々がメインという状況になると思うんですけども、今、私、この4番目にコロナ後の課題は何かというふうに質問を通告させていただいたんですけども、この課題といいますのは、私、実は農福連携の中で有機栽培の土をしっかりとつくって、それをそこでできた野菜を食べるということで、結局、今コロナの状態、子どもたちは滅菌したり除菌したり、それから、ふだんでしたら人と触れ合うことで、自然免疫というそうですけれども、そういったいろいろ微生物を体に取り込んで、それで腸内細菌や細菌叢ですね、それが保たれるということだったらいいんですけども、そういう意味で、子どもたちの実際の日常生活ですね、何か目に見えて、どうなんでしょうか。

そういうところで、小さい子どもたちの場合というのは、離れていると言ってもなかなかそうはいかないと思うんですけれども、日常的なところで、やっぱりあれでしょう、触れ合いの中で子どもたちの生活というのはかなり、何でしょうか、目に見えて影響を受けたというのはどうなんでしょうか。生活態度も含めてですけれども、見た印象は、これはなかなか、そういう聞き方をしてどうなのかとは思いますが、先生がお気づきになった、そういうポイントで何かそういう観点、視点から、何か健康法とか、そういうことを、具体的ということでもなくとも結構なんですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えいたします。

子どもたちは適応力はすごく高い状況がありまして、私の目から見ても、学校生活の中で感染防止対策については、子どもたち自身がよく考えながら、自ら判断をして行動していると思いますし、実際、本来であれば友達と一緒に体をくっつけて遊び回るとというのが本来の姿で望ましいかとは思いますが、それができないまでも、それに代わるような様々なコミュニケーションの仕方を子どもたちなりに考えて取り組んでおります。

もちろん、この後、状況が許せば本来の姿に戻していくべきというふうには思っておりますので、この3年間の間、なかなかできなかった取り組みなども再開しながら、子どもたちに、失われたというか不足している部分、今後補っていければなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

本当に子どもたちは、そういう意味で適応力があると、対応していくということで、本当ですね。親の言ったことにそのまま従うという、そういう子はまれだと思うんですけれども、本当にそういう意味で、先生がおっしゃってくださったように、いろいろなことを乗り越えながら工夫しながら、子どもたち同士のことでもそうですけれども、それを見守るという形で、やっぱり我々、いろいろできる限りのことをしていきたいと思えました。分かりました。

それでは、今、最後の1番目の通告のところを終わりましたので、それでは、次のところに質問を進めさせていただきたいと思えます。

この4番目の、今コロナの課題ということで話をさせていただきましたけれども、私、今回通告させていただいたメインは、今このコロナ禍で数年たちました。その間に子どもたち自体も、子どもたちに限ったことではないんですけれども、おなかの中の細菌叢が貧弱に、弱くなって、結局、細菌数も、腸内細菌ですね、そういう数も減りつつあると、そういうことを目にしたものですから、じゃそれに取り組むにはどうしたらいいか、日常生活だけで、5月8日からマスク外しました、はい、オーケーでございますというふうにはならないと思うので、その中で、じゃ、子どもたちと我々

ができることは何だろうと思ったんですけれども。

先ほど須藤議員のお話の中で、オーガニックのグループが立ち上がったりしているということで、ここでも私、順番は違いますけれども、例を取り上げまして質問の中の3番目として、熱塩加納町になるんですかね、喜多方市の熱塩加納町の例を取り上げさせていただきましたけれども。このオーガニックとか有機栽培という言い方はされていますけれども、実際には農薬を使わない、例えばここで言うと、森の話が出てまいります。これ、今回の農福連携で横堀平というのは、場所としては百日川が流れ、それで近くに国有林があって、実際にそこで、じゃ野菜を作ってみようということで、本当に自然が近くにありまして、森と川とそして野菜ですか、畑があってというところで、近くで実際に森の豊かさを体の中に取り込むということでは、見学者も目で見て、どういう流れで自然の恵みを受け取るのかということをお客さんに見ていただくにはとてもいい場所だなということで、どうせそういうふうにするのでしたら、ぜひとも今回、これはきっかけということで、役場の皆様いろいろお考えになってくださいませ、再エネについてもそうですけれども、どんな野菜を作っていくか、どういう方法で作るかという、そういうことを検討段階にあるということだったので、私そこを、差し出がましいようですが、いろいろな農法として、種子やいろいろな野菜の種類ということもあるんですけれども、一番私のここでの目的としては、山の豊かな土壌の微生物を体の中に直接注ぎ込んで、今弱っているおなかを元気にしてやると。おなかの元気は腹が据わるということで、腹が立つということもあるんですけれども、腹と頭は直結しているという、そういう思いであります。

子どもたちが今、こういう形で不登校になったりということもそうなんですけれども、必ず学校に行くときに、遅く起きても「飯食ったか、飯食っていけ」と言われたことを覚えていますけれども、大変なときも飯食うと何か落ち着いてくるんですけれども、そういうことも含めて、おなかをしっかりとすることがあらゆることにつながるのではないかと。

学校教育ということもそうですけれども、ああ、これはひとつ子どもたちに見てもらおう、子どもたちに見てもらっただけじゃなくて、その父兄の方にも見ってもらおう。それで、これは農地法や何かの関係もあるのかもしれないけれども、これから質問の中で出てきますけれども、家庭菜園という形で、それを現実に食べられるような形にしていれば、何でしょうか、今このコロナで痛んだ体も心もよみがえってくるのではないかと、そのきっかけづくりにしたいなと思って、私、最初に農福連携というところで通告を思い出しました。

その中で、この適応教室ということで、現実的にこういった問題が生じている根っこというのは、実は形ではなくて体の中からのことではないかというふうに思ったものですから、ぜひともその辺のところで具体的に質問をさせていただきたいと思いません。

すみません、長々とちょっと質問の前に話をさせていただきましたけれども、結論としては、今コロナ後、おなかをどう、ちゃんと担保してつくっていくか、食べ物で

何とかしようということでございます。その一つのきっかけです。そこで生産したものを十分に供給できると思っておりますけれども、そのきっかけになればということで、ぜひともお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

これが、そちらに書いてあるように、ちょっと読ませていただきます。今、その流れの中で質問に入らせていただきます。

2番目の農福連携の事業のところで、長々と書かせていただきましたけれども、2020年の年明け早々から続いたコロナウイルスによる生活全般にわたるほどの活動の自粛はということで、長いですね、やめます。

1番目の質問に入らせていただきます。申し訳ございません。

説明させていただきました。その中に書いてあるところで、私、重要なところは今、話の中で出てきましたけれども、実際に地元のもの、地産地消のものを食べるということで、地元の微生物を取り込むという、そういうことを農福連携で実現していただきたいということでございます。

それでは、1番目の質問をさせていただきます。

間伐材やもみ殻など化学肥料を使わないで野菜を作る栽培方法があります。横堀平地区では森林資源も容易に手に入り、肥料として有効活用できるメリットがあります。農法の一つとして検討できないかということなんですけれども、これは、実はこれは動画で配信されたりしているものを私、ちょっと受け売りで見えたんですけれども、山の中の森というのは、実際にはキノコが生えたり、極相の広葉樹林になったときに糸状菌が出まして、根っこ同士は全部つながって一体になっているそうなんです。それと同じ状況をここで、畑の遊休地で盛り上げまして、そこに森の中の落ち葉であるとか、そういうものを乗っけて、休んでいる土地にもそのまま置いておきますと、ビニールシートを敷いてちょっと湿気をやりますと、山の中と同じような状態で糸状菌が生えまして、それが後で野菜を植えたときに根っこ同士が結びつくというんですね。

それ、おもしろいことに無肥料のところだと、その糸状菌が、空気中に窒素がございまして、それ、窒素固定して窒素の肥料分もそこでつくって、野菜の根っこと結びつくことによって丈夫な元気な野菜を育ててしまうという、これは動画でございまして、後々調べていただくとあれなんですけれども、そういった一つの事例として、そういう動画がございまして、これ、分かりやすいところで、山と畑とそのまま食べた自分のおなかという単純な発想でこういう農法ですね。野菜の種類ではございませんけれども挙げさせていただきました。

ぜひ、こういった何か、こういう農法の一つとして、横堀平のほうでは避難所の開設ということで、私、拝見させていただいたところでは、石が敷き詰められたりしておったんですけれども、なかなかそういうところで、そこに土を置いてということは難しいかとも思いますが、ぜひともその検討をできるかというか、その方向性についてお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

今ご質問ございます横堀平地区というふうにお話ございましたが、今現在、農福連携関係の再エネ・アグリパーク、これらの基本構想につきましては、今お話のあった予定地、計画地のほうで素案のほう作成をさせていただいておりますので、この基本構想案の中で、考え方についてお話をさせていただきたいと思っております。

この案の中では、まず将来的に有機農業等の取り組みを検討を進めていくというふうに記述をさせていただいております。その背景につきましては、基本的な考え方を持っております。

まず、取り組みに当たりましては、農業を通じて高齢者や障害者などの方々が社会参画する場を形成するというふうにしております。また、このために農業用ハウスと露地栽培等を組み合わせ、高齢者や障害者等が農作業に取り組みやすい生産品目を選定して取り組んでいくと。

当初につきましては、農業用ハウスでの小規模な栽培を試行することから始め、成功した生産品目や生産方法を拡張するなど、段階的に機能強化を図るというふうな基本的な考え方を持っております。

このために、今ご質問のありますとおり、有機農業の中での農法の一つとしての取組に当たっては、将来的な考え方で検討を進めていくというふうな記述で素案を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

いろいろな取り組みとして、ハウス栽培ということで話をいただいたんですけども、その中で具体的などころというのは、今あれでしょうか、事例としてはお考えなんでしょうか、ハウス栽培の中での事例としては。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

具体的な品目につきましては、それぞれ検討の中で出てはきておりますけれども、その代表的なものとしましては、今、村内でも栽培されております水耕栽培であるイチゴ、またトマト、シイタケ、そういったもののほか、葉物野菜等について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

水耕栽培ということで、確かに施設栽培としてはイチゴや水耕栽培というのは、そのまま作業しやすい状況で、立ってもできるということで負担が少ないということで考えられると思っておりますけれども、今、農法も考えながらいろいろ検討を進めたいということでしたけれども、ぜひともいろいろな角度からご検討いただければと思っております。それでは、次の質問、させていただきます。

2 番目でございます。

子どもたちに無農薬、農薬を使わない野菜を食べさせるということは、家族の理解が大切であるということで、先ほども申し上げましたけれども、本村では家庭菜園に適した土地とか、今、菜園付きの住宅というか、あと空き家ですね、空き家などを使った宅地プラス住宅、野菜を作る農地というような、そういう計画とか考え方というのはどうなんでしょうか、伺っておきたいと思いましたのでよろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3 番議員さんにお答えをいたします。

村内におきまして、戸建て住宅あるいは賃貸住宅、こういったものが増加してございます。これに伴いまして、家庭菜園等の需要は今後高まってくるものというふうに考えておりますので、要望に応じて、その適地あるいは規模等も含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、村が行う菜園付宅地というものにつきましては、現時点で計画はございません。しかしながら、農地法の改正によって農地取得に必要な下限面積、これが撤廃されました。こういったことから、今後、事業者によってそのような菜園付宅地というふうな計画も出されるのではないかとというふうに推察をしているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございます。

今、農地法の改正ということで、下限がなくなったということだと思っておりますけれども、その改正のところでも、事業者の方に、例えば今、村はやっていませんけれども、菜園をそういうところでやっていただくというお考えがあったんですけれども、あれでしょうか、事業として農業公社などは、そういう事業の取り組みとしてはどうなんでしょうか。この中で、先ほども触れましたけれども、私自身もそういうところではどういう事業の展開というのがあるだろうかということで、その収益も含めてということをお伺いしたものですから、ぜひ、その可能性はいかがでしょうか、その菜園。そうすると、その結びつきということもあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3 番議員さんにお答えをいたします。

先ほどのご質問でもお答えをいたしました、農業振興公社、今後、段階的にその事業展開を図っていくということでございます。現段階の中で、先ほど村民の方々からのアンケート、そういったところからしますと、ただいまご質問のあった事項については、優先度は決して高くはないのではないかとということで、将来の課題というふうなことになるかと思えます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございます。

公でそれを先導するというのは、なかなか難しいかもしれませんが、この農

福連携というのが村が中心となってやるということで、そういう意味での取り組み方としては割と入り込みやすいかという意味で、質問を追加させて伺ってみたんですけども、分かりました。

それでは、3番の質問をさせていただきます。

こちらで、先ほども二本松のお話が上がりましたけれども、こちらは岩手県の、3番目、雫石にある有機栽培のオーガニック雫石のグループは、売り先としての消費者の協力があるそうでございます。やっぱり売り先があつての生産ということがどうしても基本になると思うんですけども。

また、喜多方市の場合、これは熱塩加納村、合併になりまして熱塩加納町ということになっているんですけども、ここでは3校で1幼稚園ということで360人、これは随分前の資料になってしまっているんですけども、有機栽培で作られた野菜、それや米が80%で、これは我々こちらに伺ったとき、熱塩加納村、見学させていただいたんですけども、紙マルチでやる農法ということで、田んぼを覆いまして稲を作るという農法で、米が相当主流になっているんだと思いますけれども、そういう農法がございます。

ここに書いているところが平成21年のデータでございますので、金額的なものを参考になるかどうか分かりませんが、ここでは1人当たり1食、小中学校によって異なりますけれども、273円から329円となっているということなんですけれども。

また、学校給食で有機栽培産品を自治体が利用することで、生産者の供給を支えることができる。先ほどの岩手県雫石町のことなんですけれども、この農福連携事業ということですね。これは先ほども、今、部長から伺いましたけれども、どういった優先順位、それから考え方でということで、有機栽培については考えていくということだったんですけども、改めてその可能性、これは学校の子どもたち、それからそういう意味で、大玉村単独ではできないことかもしれませんけれども、その辺のところ、もう一度、お話いただければと思います。村長、お願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

本村の小中学生の学校給食、これにつきましては、皆さんご存じのように、本宮市と共同で設置・運営されております本宮方部学校給食センターで共同調理されているところでございます。

給食センターでは、1日当たり約2,800食が提供されているところでございまして、これに必要な食材というものにつきましては、根本に安心・安全であるということは、これはもちろんのことですけれども、加えて、安定・継続した供給体制、これが不可欠でございます。

一般論として申し上げますと、有機野菜あるいは有機米につきましては、生産量が限られているというふうな現状もございまして、供給の安定性あるいは価格という点で課題があるというふうに現況では認識してございます。

この有機栽培産品の学校給食での使用、これらにつきましては、有機栽培方法の普及拡大が進みまして、一定の量の確保、それから安定した価格、そういった安定・継続した供給体制、こういったものの確立を行いまして、その先に展望するものというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

今、本当に現実的な問題としては、学校給食2,800食ということだったんですけども、それに対して量と価格と、それから供給ですね。一番は供給量ということでコンスタントにできるかということだと思っておりますけれども、その辺のところ、現実問題として、じゃ、先ほどの雫石町の話もあるんですけども、結局、売り先があって供給が決まるということなんですけれども、そこで、売り先は決まっているんですけども、じゃ供給をどうするかという、これは逆の話になってしまうんですけども、その辺のところ、またご検討いただければと思います。

いろいろ話はさせていただきましたけれども、基本的には、今回話をさせていただいたのは、農福連携をきっかけといたしまして、このコロナ禍のアフターコロナということで、ぜひとも野菜を使って子どもたちのおなかの中の菌を安全なというか、野菜をしっかりとした土壌というもので微生物豊かに食事から取っていただいて、おなかの菌活ですね。細菌叢を増やしていただいて、心と体を元気にしていただくと、そういう思いで質問をさせていただきました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、3番菊地厚徳君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

(午前11時47分)

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

(午後1時30分)

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第15号「大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） まず、確認したいことから伺います。

一番これで、きちんとして我々理解しなきゃならない従前の条例との違い、これ明確に、もう一度改めてきちっと説明願います。

それから、これ見ますと、個人情報の取扱いの職員というか、期間が、守るべき事柄がルール化されたような、そういう感じがするんでありますが、またさらに、これに罰則に対しての法的の強化というか、そういう形が見られるんですが、その辺のはそういう理解でよろしいのか、併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

まず前段の、前の条例との違いということですが、広い意味では変更点というか違いというのはございません。

今回そもそも、なぜこの条例を制定することになったかというのをちょっと申し上げますが、令和3年5月にこの個人情報の保護に関する法律が改正されまして、これまで各地方公共団体、それぞれ市町村で定めていた個人情報の保護の関係の法令は、今回、民間事業者に係る個人情報の取扱いについて規定していた個人情報保護法に全て統合されて、全国的な共通ルールが今年4月1日から適用されることとなりました。

これを受けまして、現行の大玉村個人情報保護条例を廃止するとともに、法律で委任された事項ですとか、条例で定めることが認められた事項を規定する大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することとなりました。

2つ目のご質問の罰則の強化ですか、こちらにつきましても、従前の個人情報保護条例と大きくは変わっておりませんが、今回制定する条例の附則にいろいろ罰則規定が書いてございますが、これにつきましては、法律のほうが4月1日から施行になりまして、法律、4月1日以降に起きた件について適用になると。3月31日までに起きた件については旧条例で適用することになりますが、4月1日以降、法が施行になりまして、その前3月31日以前に、例えば有していた個人情報等の漏えい等に関することがあった場合の罰則規定を改めて設けたというところで、特別厳しくしたとかということではございませんので、ご了解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第16号「大玉村情報公開条例の一部を改正する条

例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） この大玉村情報公開条例の改正する目的を確認したいことと、あと、この改正後に玉井財産区が加わった理由、今までなかったことも含めて、それを確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

ご質問の大玉村情報公開条例の目的でございますが、この条例は村のほうで保有している公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、この公文書の開示に關しまして必要な事項を定めることによって、村民の方に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた村政の推進に寄与することを目的とするということでございます。

あと、財産区が実施機関に含まれたということでございますが、こちらにつきましては、今ほどご確認いただきました個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらのほうで実施機関を定めておりまして、こちらのほうに玉井財産区を含めてございます。この施行条例と整合性を持たせるということで、こちらの情報公開条例のほうの実施機関にも、今回改めて玉井財産区という文言を追加させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第17号「大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第5、議案第18号「大玉村行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第6、議案第19号「大玉村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第20号「大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。8番。

○8番（武田悦子） この条例の中で、安全計画については令和6年3月31日までの間、経過措置ということで、そこまでに定めるといふうになっているようですが、業務継続計画、これは経過措置等も何もない、「努めなければならない」なので、これはいわゆる努力義務ということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、仮に努力義務といえども、業務継続計画は策定すべきかなというふうには思いますが、安全計画、業務継続計画とも、これは、この条例の対象は放課後児童クラブ、いわゆる社協でやっている事業だと思うんですが、この計画自体の策定はどこで行うのか。役場で行うのか、現場で行うのか、そこを確認したいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問にお答えします。

ご指摘のとおり、放課後児童クラブについては社会福祉協議会に現在委託しております。今回の改正につきましては、様々な面から業務継続計画の策定が必要だということで審議されまして、ご指摘のとおり努力義務ということにはなっておりますが、やっぱり運営上、安全は確保すべきと考えますので、そちらのほうは計画を策定したいと思っております。

どこで行うかということになるんですが、こちらの計画について、どのような内容になっているか等の周知を、村のほうから社会福祉協議会さんのほうに説明をしまして、計画については一緒に協議しながら策定できればと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今の説明で大体分かったんですが、この努力義務とこういった形に改正されている部分が多いんですが、この意図というのは、どういう考えからこういう形になっているのか確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えします。

いわゆる努力義務ということで、様々なものに対して努力義務ということがうたわれておるんですが、今回の改正に関しましては、放課後児童クラブに関しても、運営が行政で行っているものから民間で行っているもの、さらに個人ということで、小さな団体まであります。そうしますと、私どものような行政がやっている部分についてはある程度ノウハウがあるので、計画のほう、すぐにできるかもしれませんが、小さな民間の団体についてはなかなか難しい面もございまして、ということで努力義務になっていると考えております。

以上です。

- 議長（菊地利勝） ほかにございませんか。  
（「質疑なし」という声あり）
- 議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。  
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。  
よって、これより議案第20号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（菊地利勝） 日程第8、議案第21号「大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
本案について討論を省略し、決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。  
よって、これより議案第21号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

- 議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（菊地利勝） 日程第9、議案第22号「大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第10、議案第23号「大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 次に、追加議事日程を配付いたします。(追加議事日程 配付)

配付漏れございませんか。(なし)

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第1号「大玉村議会の個人情報保護に関する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、議員発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 追加日程第1、議員発議第1号「大玉村議会の個人情報保護に関する

る条例の制定について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番。

○6番（佐原佐百合） 提案いたします。

議員発議第1号「大玉村議会の個人情報保護に関する条例の制定について」

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年3月7日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 佐 原 佐百合

賛成者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

それでは、提案理由の説明をいたします。

本案は、個人情報保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体の執行機関に直接適用される新個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外とされることから、大玉村議会における個人情報の適正な取扱いについて執行機関と差異が生じることがないようにするため、議会独自の「大玉村議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものであります。

第1条から第3条、第1章総則は、条例の目的、定義、議会の責務について定めるものであります。

第4条から第16条の第2章は、個人情報等の取扱いについて、第17条の第3章は、個人情報ファイルについて、第4章は開示、訂正及び利用停止について、第18条から第30条の第1節は、開示について、第31条から第37条の第2節は、訂正について、第38条から第43条の第3節は、利用停止について、第44条から第46条の第4節は、審査請求について、第47条から第52条の第5章は、雑則について、第53条から第57条の第6章は、罰則について、附則は、施行年月日について定めるものであります。

以上のとおり、提案理由を申し上げました。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 議員発議第1号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散  
会いたします。  
ご苦労さまでした。

（午後 1 時 5 4 分）